

食品衛生法に基づく営業許可申請等に係る手数料（令和3年6月1日から）

令和3年5月31日まで		令和3年6月1日から			
		新規 ^{*1}	短期 ^{*2}	継続 ^{*3}	
1	飲食店営業	飲食店営業	16,000円	8,000円	12,000円
2	喫茶店営業	調理機能を有する自動販売機	9,600円	4,800円	7,200円
3	菓子製造業	菓子製造業	1,400円	7,000円	10,500円
4	あん類製造業				
5	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類製造業	1,400円	7,000円	10,500円
6	乳処理業	乳処理業	21,000円	10,500円	15,750円
7	特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	21,000円	10,500円	15,750円
8	乳製品製造業	乳製品製造業	21,000円	10,500円	15,750円
9	集乳業	集乳業	9,600円	4,800円	7,200円
10	乳類販売業	届出（手数料不要）			
11	食肉処理業	食肉処理業	21,000円	10,500円	15,750円
12	食肉販売業	食肉販売業	9,600円	4,800円	7,200円
		容器包装に入ったもののみ販売	届出（手数料不要）		
13	食肉製品製造業	食肉製品製造業	21,000円	10,500円	15,750円
14	魚介類販売業	魚介類販売業	9,600円	4,800円	7,200円
		容器包装に入ったもののみ販売	届出（手数料不要）		
15	魚介類せり売営業	魚介類競り売り営業	21,000円	10,500円	15,750円
16	魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	16,000円	8,000円	12,000円
17	食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	21,000円	10,500円	15,750円
		複合型冷凍食品製造業	21,000円	10,500円	15,750円
		冷凍・冷蔵倉庫業	届出（手数料不要）		
18	食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	21,000円	10,500円	15,750円
19	清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	21,000円	10,500円	15,750円
20	乳酸菌飲料製造業	乳処理業、乳製品製造業、又は清涼飲料水製造業に該当	21,000円	10,500円	15,750円
21	冰雪製造業	冰雪製造業	21,000円	10,500円	15,750円
22	冰雪販売業	届出（手数料不要）			
23	食用油脂製造業	食用油脂製造業	21,000円	10,500円	15,750円
24	マーガリン又はショートニング製造業				
25	みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	16,000円	8,000円	12,000円
26	しょうゆ製造業				
27	ソース類製造業	密封包装食品製造業	21,000円	10,500円	15,750円
		上記以外	届出（手数料不要）		
28	酒類製造業	酒類製造業	16,000円	8,000円	12,000円
29	豆腐製造業	豆腐製造業	1,400円	7,000円	10,500円
30	納豆製造業	納豆製造業	1,400円	7,000円	10,500円
31	麺類製造業	麺類製造業	1,400円	7,000円	10,500円
32	そうざい製造業	そうざい製造業	21,000円	10,500円	15,750円
		複合型そうざい製造業	21,000円	10,500円	15,750円
33	缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業（再掲）	21,000円	10,500円	15,750円
		上記以外	届出（手数料不要）		
34	添加物製造業	添加物製造業	21,000円	10,500円	15,750円
	（新設）	液卵製造業	1,400円	7,000円	10,500円
	（新設）	漬物製造業	1,400円	7,000円	10,500円
	（新設）	食品の小分け業	1,400円	7,000円	10,500円

* 1 新規：新たに許可を取得する際の手数料

* 2 短期：新たに許可を取得する際に、5か月を超えない期間の営業となる場合の手数料

* 3 継続：既に許可を取得しており、当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を申請する際の手数料